

「消費者志向経営」を広げよう

NPO法人消費生活ネットワーク新潟
理事長 堀田 伸吾

2030年までの達成を目指すSDGs（国連で採択された「持続可能な開発目標」）では、17の大きなゴール（目標）が掲げられていますが、そのひとつに、「目標12 つくる責任・つかう責任」というものがあります。持続可能な生産と消費の形態を確保することが、この目標の意義ですが、そのためには、事業者が、健全な市場の担い手として、消費者全体の視点に立ち、公正で持続可能な社会に向けた責任の自覚の下に事業活動を行うことが重要となります。そのような「消費者志向経営」を行う事業者を増やしていくことも、健全な市場の形成を目指す当団体の大切な役割と考えています。

そこで、当団体では、今年度の大きな柱と

なる事業のひとつとして、県内で「消費者志向経営」を普及啓発するための連続セミナーを開催いたします（詳細は下記のとおり）。セミナーでは、消費者志向経営等に関する基調講演のほか、県内事業者より取り組み報告をいただき、さらに、消費者との「対話（双方向コミュニケーション）」により、あるべき消費生活を探る時間をみなさまと共有したいと考えております。このような取り組みから、事業者と消費者とが共感を持ってつながり、持続可能で望ましい社会に向けてともに進んでいくことができれば、とてもうれしく思います。ぜひともふるってご参加いただけますと幸いです。



新規事業 「消費者志向経営普及啓発事業（全3回）」のご案内

日程 第1回 9月24日（土）、第2回 10月22日（土）、第3回 12月10日（土） 各13：30～16：00
会場 新潟ユニソンプラザ 中研修室 定員40名、Zoom 定員100名によるハイブリッド開催

第1回 9月24日（土） 第1部 （公社）消費者関連専門家会議（ACAP）による基調講演
13：30～16：00 第2部 事業者事例発表：亀田製菓（株）お客様相談室
消費者代表と事業者による双方向コミュニケーション

詳細は、後日
ご案内します

※ 消費者関連専門家会議（ACAP）とは、企業や団体の消費者関連部門の責任者や担当者が業種を超えて集う公益社団法人。「健全で安全・安心な消費社会の構築」と「消費者志向経営の推進」をより一層進め、消費者市民社会の実現に向け活動している

新役員報告

6月11日の総会にて、長谷川 聡、岡田 雅彦、鳴釜 千津子の3氏が任期満了に伴い退任されました。長年当団体の活動にご尽力いただき、ありがとうございました。

新たに、登坂 康史、木村 直、野沢 奈々重の3氏が就任いたしました。

＜新任役員代表挨拶＞ 第5回通常総会で理事に選任された、新潟県生協連の登坂です。新潟県生協連は任意団体としての設立時から、活動に参加してきましたが、消費生活ネットワーク新潟が適格消費者団体に認定され、県内での消費者被害防止に向けた役割が改めて認められました。消費者と消費者に関連する団体のネットワークがますます広がり、活動が発展できるように、任を果たしていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

学習会報告「ねらわれる18歳」

2022年3月29日(火) オンライン参加56名

消費生活ネットワーク新潟 副理事長 弁護士江花史郎氏を講師に迎えて学習会を開催しました。テーマは「ねらわれる18歳！」です。民法改正により 2022年4月1日からの成年年齢が18歳に引下げられました。そこで、改正のポイントや若者に多いトラブル事例など、何に気を付ければ良いのかなどを知っていただき主体的に行動する力を身に付けることを目指した学習会です。



講師の江花氏からは、消費者被害にあわないためには3つの消費者力「気づく力」「断る力」「相談する力」を持ってばよいと力強いアドバイスがありました。

第2部は7つのグループに分かれてのワークショップを行いました。参加者からは「気づく力、断る力、相談する力、どれも必要。若者が相談しやすい体制を考える必要がある。高校生だけではなくもっと早い時期から学校教育の中に取り入れることが必要」など、活発な意見がどんどん出され、あっという間に終了の時間になってしまいました。

今後より一層皆様にご満足いただける学習会を企画していきたいと思っております。

理事 大石 裕子

～各委員会活動報告～

検討委員会



適格消費者団体の認定を受け、事業者の対応に変化が見られます。

継続事案である着物の販売・レンタル業者に対する不当条項利用差止請求について、事業者が一部の条項を修正しました。しかし、依然問題のある条項が残っており、訴訟準備を進めています。

また、現在、複数のインターネット通信販売業者の利用規約等を検討しており、近日中に、不当条項に対する差止申入れを予定しています。

活動委員会

私たちは毎日のように目にする機能性表示食品の新聞折り込みチラシについて、「ここに書かれている事って本当かな?」「そんな事あるわけないでしょう。これ薬じゃないもの!」と消費者視点から活発な意見交換をしています。

そして、おかしいと思っていることの要点をまとめて事業者へ問合せをするための準備をしています。

広告を見て

「これっておかしくない?」と感じたら、あなたも是非活動委員会にご参加ください。



講師派遣事業報告

5/25 県生協連組合活動委員会第1回勉強会
「消費生活ネットワーク新潟について」
堀田理事長 参加者15名

5/26 長岡市消費者協会・長岡市消費生活センター共催
「成年後見制度に学ぶ～あれこれ決められなくなる前に備えておこう～」
橋本奈々弁護士(検討委員会委員)
参加者 45名

※講師派遣のお申し込みは、事務局まで

情報提供のお願い

事業者が行っている不当な勧誘行為、不当な契約条項や約款、消費者に誤解を与えるような広告や表示などの情報がありましたらご提供ください。

本情報収集は、消費者団体訴訟制度の「差止請求」を適正に実施することを目的としています。個々の具体的な助言や解決はしておりません。

※相談等は最寄りの消費生活センターをご利用ください
(消費者ホットライン188)

※当団体内での検討の結果、申入れ活動ができない場合がありますので、ご了承ください。